

# 町田市住居表示整備審議会

2023年（令和5年）2月8日

町田市都市づくり部土地利用調整課

## 2022年度第1回 町田市住居表示整備審議会 会議録

[開催日時] 2023年2月8日(水) 15時00分～15時45分

[開催場所] 町田市庁舎 5階 会議室5-3

[出席状況] 1号(学識経験者):前島委員[会長]

2号(市議会の議員):熊沢委員、笹倉委員

3号(警察署の代表):池委員

4号(消防署の代表):飯島委員

5号(日本郵便の代表):高橋委員

6号(法務局の代表):市川委員[副会長]

神蔵幹事(政策経営部長)、井上幹事(財務部長)、

樋口幹事(市民部長)、窪田幹事(都市づくり部長)

事務局職員6名

[公開状況] 公開

[傍聴人] 1名

[議題] (1)住居表示を実施する区域について

(2)(1)で定める区域の町の区域について

(3)(2)で定める区域の町の名称について

[結果] すべて原案のとおり可決

[議事]

### 1 会長及び副会長の選任

委員の互選により、前島委員を会長、市川委員を副会長とする。

### 2 諮問事項

■事務局から諮問事項について説明

■質疑

前島会長：議論をする前に、それぞれの委員から立場を踏まえた発言をいただいたうえで、総括的な審議に入っていきたい。

市川委員：説明があった概要に疑問点はない。住居表示が実施されると、登記簿の住所を変更する必要があるが、これは土地所有者の申請により反映されるものである。法務局としては、円滑に対応できるようにしていきたい。

池委員：警察署としては、今回の住所整理により管轄が変わるわけではない。道路標識の書き換えや、交番のお巡りさんの受け持ち区の表記の書き換えは生じるが、住所整理が地域住民の利便性向上につながるならば、これらに沿って対応していく。

前島会長：住宅地においては、安全に、安心して住みたいという要望が出てい

るため、町がわかりやすくなることはよいことと考える。

池委員 : 初動捜査はやりやすくなると思う。

高橋委員 : 郵便物は最初にシステムに入力され、お宅の並びに沿った順番になるよう機械処理を行っている。住居表示の実施にあたっては、システムの変更対応を早めに行う。また、年賀はがきの場合、かなり前に住所が変更になった地区でも旧住所宛で出されることがあり、機械での読み取りに弊害が生じることがある。そのような場合でも、お客様に迷惑がかからないよう、システム対応を行ってきたい。

飯島委員 : 消防行政としては、やりやすくなる。南大谷が一丁目から七丁目に細分化されることで、出場計画表の見直しをする必要がある。しばらくの間は住居表示実施後も旧住所で通報されることがあるため、新旧両方の住所を把握しておかなければならない。新住所の周知をうまく行ってほしい。

笹倉委員 : ㊤区域に住む友人や、㊤区域近辺に住む方から話を伺ったが、編入案について特に問題はないとのことだった。  
㊤区域は本町田の住所整理実施時に編入するようだが、本町田の住所整理はいつ行われるのか。また、市民懇談会の報告書では、㊤区域という南大谷五丁目の一部を玉川学園八丁目に編入する案が、一名の会員から出された旨が記載されていたが、本件の経緯を事務局から説明いただきたい。

事務局 : 本町田の住所整理実施時期は未定。次期住所整理実施地区の候補はいくつかあるが、道路状況や市街化状況、人口密度等の最新データや、お住まいの方の要望等を勘案して決めていく。決定にあたっては、審議会にも相談させていただく。  
㊤区域については、市民懇談会の会員の一名から、当該区域を玉川学園八丁目に編入してほしいという提案があった。玉川学園の町界は、昭和42年に耕地整理がされた際に確定した。㊤から㊤の区域については、町界確定後に新しく道路が出来た、町界に住居がまたいでしまっているなどの変化が生じたため編入を行うものがある。一方で㊤区域については高い高低差で仕切られており、玉川学園の町界確定時から現在に至るまで地形地物に変化はないため、編入を行わないものと結論づけた。

笹倉委員 : 編入すべきという意見には理由があったのか。

事務局 : 提案者からは、生活の動線が玉川学園に近い、道路の計画がある、ごみの収集日がすぐ近くの玉川学園と異なる、郵便や配達員に住

所がわかりにくい、水道や道路等のインフラが管理しやすくなる、緊急避難時に同じ町内会としての協力した行動ができる、小学校の集団下校のグループ化がしやすくなる、といった理由が挙げられた。しかし町名変更はインフラ等の整備とは違ってこれらのメリットはなく、区域を変更する理由にはならないため、当審議会に諮る案には載せていない。

熊沢委員：町田市は住居表示を進めているが、住居表示を進める意義は何か。また、藤の台に住む方が、防音工事の申請の際に記載する住所が登記と異なることで混乱していたケースもあり、市民の方に十分ご理解いただけるような形にすべきと考える。事務局としてはどう考えるか。

事務局：住居表示を進める意義としては、緊急車両の到着が速やかになる、住所が町名・街区・住居番号によりわかりやすくなる、郵便局や宅配便等の遅配、誤配が少なくなる、来訪者が目的地を探しやすくなるなど、地域の価値の向上に寄与するものと考えている。住所と地番の差異については、土地区画整理事業や大規模な開発行為等では町名地番と住所を一致させることはあるが、現在、住所整理事業で町名地番と住所を一致させることは難しい。しかしこれらの制度の違いや手続き方法等について、市民の皆様にご理解いただけるよう、説明会等で支援を尽くしていきたい。

熊沢委員：地域の価値の向上とは何か。住居表示を実施しないと、価値は向上しないのか。

また実態として、住居表示が実施されている地区であっても来訪者や配達員が場所を特定できないことはあり、一方で住居表示が実施されていない地区であっても郵便や緊急車両等は責任を持って業務を行っている。警察や消防の関係者が「緊急車両の到着が速やかになる」と言うのは理解できるが、事務局がそれを住居表示の意義として挙げるのはどういった趣旨か。

事務局：緊急車両等については、警察や消防のほか、道路陥没の修復のため市が出動する際にも場所がわかりやすくなるというメリットがある。また最近では郵便や既存の配達業者に加え、新たな配達業者の参入や置き配の浸透などもあり、そういった社会変化も考慮すると、住居表示は必要なものだと考える。なお、地域の価値の向上とは、地域住民にとっての利便性向上を指すものであり、住居表示を実施しないと価値が向上しないという意図のものではない。

前島会長：住居表示が水道や電気など住宅地に密接する会社に徹底されるまでは時間がかかるので、早く徹底してわかりやすくすることは非常に重要。現地を全て見てまわったが、今回提示されている場所については特に問題はないと考えている。

住所整理の目的は、分かりやすいまちづくりであり、利便性の向上や緊急時に対応を迅速に行う効果がある。

本町田は次期実施地区として最初に検討する地区なのか。

事務局：今回の住所整理実施地区の選定の際は南大谷、大蔵町、本町田、小山町、常盤町、矢部町の市街化状況を調査し、最も優位となった南大谷地区に決定した。次期住所整理実施地区の選定にあたっては、最新データを客観的に調査し、地域住民の方々と調整したうえで、審議会に諮りたいと考えている。

前島会長：町内会・自治会の観点からも、町名をつけて整理することは、町が発展していく一つの要素になると考える。

その他に意見はあるか。

(意見なし)

#### ■議決

前島会長：それでは、当審議会は原案どおり可決ということでよいか。

(異議なし)

前島会長：それではそのように市長に答申する。

閉会